



1月12日、新春恒例となりました商工会福利厚生事業の一環として「新春初詣」を開催しました。

今年は、あいにくの曇り空でしたが、参拝時には雨

新春初詣

も降らず、二社参りを行うことができました。

京都の伏見稻荷大社、茨

城の笠間稻荷神社と共に日本三大稻荷に数えられるい

る神社で、商売繁盛のご利

益で知られている祐徳稻荷

神社、樹齢千四百年の楠な

どの古い樹木や佐賀恵比寿

神社などの境内社

がある與賀神社の

二社を参拝し、商

売繁盛や家運繁栄

等を祈願しまし

た。

た。

途中、武雄温泉

物産館に立ち寄

り、昼食を楽しみ

ながら会員同士の

交流を図り有意義

な一日となりまし

た。

次回も、会員の

皆様のご参加をお

願いします。

商工会だより

第50号
令和2年2月
発行 上毛町商工会
☎ 72-3195

早いもので、また個人事業主の確定申告の時期となりました。今年の確定申告は、2月17日（月）から3月16日（月）までとなっていますので、帳簿等の整理を早めにして、間違いのないよう準備をしましょう。消費税の申告は3月31日（火）までです。

商工会では、専門家（税理士）を招いて、決算から申告に関する無料相談を左記の日程で行います。ご相談の際は時間調整を行いますので、事前にご連絡くださいますようお願いします。

◆場所
上毛町商工会館指導室

◆日時
2月5日・12日・19日・26日
午後2時から午後4時
3月3日・6日・11日
午後1時から午後5時

◆税理士 奥野 和浩 氏

消費税率について
軽減税率について

令和元年10月1日から消費税率の引き上げとともに新たに消費税軽減税率制度が導入されました。軽減税率の対象品目を本業で取り扱う事業者はもとより、事業者として軽減税率の対象となる飲食料品を仕入れた場合に区分経理が必要になる等、すべての事業者に関係があります。軽減税率制度をはじめとする各種経営上のお悩みにつきましては、商工会までご相談ください。



青年部員募集

せん。詳しくは上毛町商工までご連絡ください。

上毛町商工会青年部では、部員を募集しています。入部条件は、年齢が満45歳以下で上毛町商工会の会員事業所であり、その経営者および親族、または勤務している方です。性別は問いません。

上毛町の将来を担う私たちは、町の活性化を図る原動力として知恵を出し合って、青年部活動を通じて地域に貢献しています。詳しくは上毛町商工会までご連絡ください。

女性部員募集

上毛町商工会女性部は、ボランティア活動や視察研修旅行等、さまざまな事業を展開し、地域や部員同士の交流を図っています。地域を活性化するため、共に楽しく活動していただける女性部員を随時募集しています。年齢制限はございま

上毛町の将来を担う私たちは、町の活性化を図る原動力として知恵を出し合って、青年部活動を通じて地域に貢献しています。詳しくは上毛町商工会までご連絡ください。

上毛町商工会女性部は、ボランティア活動や視察研修旅行等、さまざまな事業を展開し、地域や部員同士の交流を図っています。地域を活性化するため、共に楽しく活動していただける女性部員を随時募集しています。年齢制限はございま

福岡県事業承継支援 ネットワーク

中小企業の事業承継を支援するため、平成30年度より設立されました。

事業承継に必要な期間は

5～10年と言われています。

後継者教育などを進めながら経営権を引き継ぐ「人（経営）」の承継、自社株式・事業資産、債権や債務など「資産」の承継、経営理念や取引先との人脈、

技術・技能といった「知的資産」の承継を、計画的に着実に進める必要があります。そのためにも1日でも早い準備をおすめします。

何から始めていいかわからない等のお悩みがある方は、事業承継診断（無料）

を受けることをおすすめします。

また、事業承継診断実施計画づくりをサポートする専門家派遣も行っています。

福岡県事業引継ぎ 支援センター

中小企業経営者の高齢化が進むなか、特に親族内における後継者の確保が困難となつてきています。

十分な事業承継対策を行つていなかつたために会社の業績が悪化してしまったケースも存在しております、中小企業にとって事業承継問題は非常に重要な問題です。

事業引継ぎ支援センターは、このような現状に対処して円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進させるために設立されたものです。

創業等促進支援事業 助成金のお知らせ

上毛町では、町内で店舗などを改修するなどして創業を目指す方を対象に、改修工事費などの創業に係る費用を助成しています。

▼対象者

上毛町では新たに創業を行う方で要件すべてに該当する方

エキスパートバンク事業

対象者等の要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

①制度や申請に関するこ

や、第三者への事業譲渡を通じて事業の引継ぎを行いうえでの課題など、様々な事柄に対処いたします。

また、ご希望に応じて事業譲渡の相手企業へのご紹介についても、お手伝いいたします。

②創業や経営に関する
と
上毛町商工会
TEL 72-3195
[about.html](http://f-hikisugi.com/about.html)

出店案内直接配信制度

福岡県商工会連合会では、様々な機関と連携し商談会、催事等を開催、紹介を行つております。また、商談会や催事等の情報をリアルタイムに会員事業所に配信するサービスも実施しています。ご利用を希望する事業所は、上毛町商工会でお申込みをお願いします。

上毛町開発交流推進課
開発交流推進係
TEL 72-3111
②創業や経営に関する
と
上毛町商工会
TEL 72-3195
[about.html](http://f-hikisugi.com/about.html)

です。

小規模事業者等のご要望に応じて、福岡県商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業者に派遣し、専門家から具体的かつ実践的な指導やアドバイスを受けることによりその解決を図っています。

金融の斡旋事業

商工会では、福岡県信用保証協会や日本政策金融公庫を中心とした金融の斡旋を行っています。また、希望に応じてエキスパート・バンク等を通じ事業計画書の作成指導を受けることができます。

・マル経融資制度について

マル経融資は、低金利・無担保・無保証人で借入ができる大変お得な融資制度です。

●福岡県よろず支援拠点

小規模事業者・中小企業がすぐに使えて、具体的で、なるべくお金をかけない色々な取り組みをサポート

経営に役立つ機関のご紹介

京築地区4商工会では毎年九月～十二月にかけて各専門家による講習会を開催しております。

各種セミナーを開催

▼融資条件（六月三日現在）
 ①利率 1・21%（固定）
 ②融資期間 運転資金 7年以内
 設備資金 10年以内

トするために、「売上拡大」「経営改善」「創業相談」「補助金」相談業務を行っています。それぞれの分野に合った専門家を選ぶことができ、多くの方が経営の相談に訪れてています。

※事前予約制

※上毛町商工会からテレビ電話での経営相談も可能（平日のみ）

<http://fukuoka.yorozu.jmdo.com/>

また、商工会関係機関でも様々なセミナーが実施されており、会員事業所に紹介を行うことができます。事前に、参加してみたいセミナー等があれば個別にお知らせください。

商工貯蓄共済加入者 の特典

★人間ドック検診助成制度

本共済制度に三回以上の加入者及びその被保険者で満40才以上の方に、人間ドックの費用を助成します。

●日帰りドックと一泊二日等の人間ドックが対象。

●助成対象の病院は、県内の指定病院。

●助成金は一万円か、要した費用の半額のいずれか低い方を助成。

●福岡県工業技術センター

福岡県工業技術センターは、化学繊維研究所、生物食品研究所、インテリア研究所、機械電子研究所の4

県内産業振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、その解決を支援します。

<http://www.fitc.pref.fukuoka.jp/>

商工会では、専門家による保険・共済の診断を無料で行っています。現在ご加入の保険や共済に漏れや重複、無駄がないか、福岡県商工会連合会の専門家が無料で診断を行います。

客観的な情報により、良い判断材料としてご利用いただけます。

保険診断サービス

☆築上郡内の指定病院「豊築メディカルセンター」（豊前市大字八屋一七七六一四）



※下記に施行日やポイント等の詳細な情報を掲載しています。

◆ポイント③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

◆ポイント② 年次有給休暇の確実な取得が必要です。毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

◆ポイント① 時間外労働の上限規制が導入されます。時間外労働の上限を月45時間、年360時間を原則とします。

働き方改革関連法が順次施行されます。

「働き方」が変わります!!

事業主の皆さんへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出していた際の様式と記載例を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、

毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

=時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



中小企業庁